

公告

南三陸町制限付き一般競争入札公告

制限付き一般競争入札を次により執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び南三陸町財務規則（平成17年南三陸町規則第32号）第91条の規定により、公告する。

令和8年6月17日

南三陸町長 千葉 啓

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 令和8年度南三陸町管理漁港電子台帳更新業務
- (2) 履行場所 宮城県本吉郡南三陸町
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年1月29日まで
- (4) 業務概要 南三陸町管理漁港電子台帳更新 一式
- (5) 支払条件 前金払及び完成払とする。

2 入札参加資格

- (1) 宮城県内に南三陸町入札参加者として登録のある事業所（当該事業所が支店、営業所等である場合は、本社から委任を受けていること。）を有し、南三陸町財務規則の規定に基づく競争入札参加承認を受けていること。
- (2) 測量業及び建設コンサルタント業（水産土木部門）の登録業者であること。
- (3) 配置予定技術者は、以下に定める要件を満たす者であること。

ア 以下のいずれかの資格を有する者とする。

- ・技術士（総合技術監理部門：水産－水産土木）
- ・技術士（水産部門：水産土木）
- ・技術士（情報工学部門）
- ・RCCM（水産土木）
- ・RCCM（建設情報）

イ 過去5年以内に、管理技術者又は担当技術者として同種業務に従事した実績を有すること。同種業務は以下に示すもので、配置予定技術者はいずれかの実績を有する者に限る。

- ・宮城県にて運用している「漁港施設電子台帳システム」のデータ作成又はデータ更新業務
- ・宮城県内市町にて運用している「漁港施設電子台帳システム」のデータ作成又はデータ更新業務

ウ 直接的な雇用関係にあること。

- (4) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しないものであること。
- (5) 南三陸町入札参加業者指名停止要領（平成17年南三陸町訓令第37号）に基づく指名停止を受けている期間でないこと。

- (6) 南三陸町暴力団排除条例（平成24年南三陸町条例第30号）第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと。

3 入札手続等

(1) 入札参加申請書類の交付等

ア 交付期間

令和8年6月18日（木）から同月26日（金）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 交付場所

南三陸町建設課（漁港係）

(2) 設計図書の閲覧

ア 期間

令和8年6月18日（木）から同年7月3日（金）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 場所

南三陸町建設課前閲覧所

ウ 質問

設計図書について質問がある場合は、備付けの質問書に記入し、令和8年7月1日（水）までに南三陸町建設課（漁港係）へ提出すること。

エ 回答

令和8年7月3日（金）から同月7日（火）までの期間の午前9時から午後5時までの間、閲覧による。（ただし、正午から午後1時までの時間帯を除く。）

オ 設計図書等の交付

貸出しによる。ただし、貸出時間は2時間以内とする。

(3) 入札執行の日時及び場所

ア 日時

令和8年7月8日（水）午後2時

イ 場所

南三陸町役場3階会議室

4 入札参加資格の承認申請

(1) 申請書類

入札に参加しようとする者（以下「入札参加申請者」という。）は、次に掲げる書類についてそれぞれ正副2部（オについては、1通）を持参により提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。

ア 制限付き一般競争入札参加申請書

イ 建設コンサルタント登録規程第2条第1項に係る登録内容が確認できる書類の写し

ウ 同種業務の履行実績調書

エ 配置予定の技術者に関する調書

オ 入札参加申請者の所在地及び名称を記載した返信用封筒（１通）

(2) 受付期間及び場所

ア 期間

令和８年６月２２日（月）から同月２６日（金）までの期間の午前９時から午後５時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後１時までの時間帯を除く。）

イ 場所

南三陸町建設課（漁港係）

(3) 入札参加資格審査の結果については、入札参加申請者に対し、申請のあった日から１４日以内に通知する。

(4) 入札参加資格者と認められなかった者は、書面により、当該認められなかった理由の説明を求めることができる。

5 入札方法等

(1) 電報、ファクシミリその他の電気通信による入札は、認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 地方自治法施行令第１６７条の８第４項の規定による再度の入札は、２回に限りこれを行うものとする。

6 入札保証金

免除する。

7 入札の無効等

南三陸町競争入札参加心得（令和４年南三陸町告示第９６号）に定めるところによる。

8 落札者の決定

(1) 最低の価格で入札をした者を落札者とする。

(2) 再度の入札の結果、落札者が決定されなかった場合は、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第８号の規定に基づき、随意契約により契約を締結することがある。

9 契約保証金

落札者は、南三陸町財務規則第１０５条の規定により、契約金額の１００分の１０以上の金額を契約保証金として納付すること。ただし、落札者が同規則第１０６条第１項各号のいずれかに該当すると町長が認めた場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

10 その他

不明な点については、当町担当に照会すること。

南三陸町建設課漁港係 担当者 及川、佐々木

電 話 0226-46-1377 (建設課直通)

FAX 0226-46-5348